

豊橋市会計年度任用職員(臨床心理士又は公認心理師) 募集 ※随時募集

1 会計年度任用職員とは

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項の規定に基づき任用される非常勤職員です。採用されると、一般職の公務員となり、服務規程(職務専念義務や守秘義務等)が適用されます。

2 採用予定職種、採用予定人員及び応募資格等

採用予定職種	採用予定人員	応募資格等
臨床心理士又は公認心理師	1 名	臨床心理士又は公認心理師の資格を有する方で、子ども家庭相談への相談支援業務(心理検査を含む)に熱意をもって取り組める方

- [注]
- 1 年齢及び国籍要件はありません。
 - 2 いずれの職種も障害者の方の受験が可能です。
 - 3 採用予定人員は、今後変わることがあります。

次のいずれかに該当する方は採用されません

- 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当する方(以下はその内容です)
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 豊橋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている方(心神耗弱を原因とするもの以外)

日本国籍を有しない方について

就労可能な、適法である在留資格を有する方に限ります。

申込書類に虚偽の記載があった場合について

申込書類に虚偽の記載があった場合には、採用されない場合があります。

3 勤務条件

職 種	業務内容	勤務時間	休日	勤務場所	報酬月額 (R6.4.1 現在)
臨床心理士又は 公認心理師	子ども家庭相談への相談 援助業務(心理検査を含 む)	週 29 時間程度	土日祝、 年末年始	こども若者 総合相談支援 センター	231,097 円

- ※ 上記、報酬月額は社会情勢等により今後変更されることがあります。定期昇給制度はありません。
- ※ 勤務時間、休日は業務の都合(状況)により変更になる場合があります。
- ※ 原則、所定労働時間を超える労働はありませんが、時期によっては有る場合もあります。

- ※ 休憩時間は原則1時間です。
- ※ **報酬月額の他に通勤手当に相当する費用弁償、期末手当等が別途支給されます。**
- ※ 採用された場合は、愛知県都市職員共済組合の短期組合員となります。厚生年金保険、雇用保険など社会保険にも別途加入します。また、年次有給休暇、夏季休暇等各種休暇制度があります。
- ※ 任用期間については採用から令和7年3月31日までを予定しています。ただし、引き続き業務の必要性があり、かつ勤務状況が良好な場合に限り、1年単位で原則4回まで改めて任用する可能性があります。

4 試験日、試験内容及び結果通知等

職 種	試験日	試験会場	内 容
臨床心理士又は公認心理師	こちらで指定する1日	こども若者総合相談支援センター	面接、小論文

- ※ 試験会場、試験内容は受験者数により変更することがあります。
- ※ 試験日時は、申込者あてに別途お知らせします。

5 試験結果の情報提供について

個人情報の保護に関する法律に基づき、口頭で試験結果の情報を提供することができます。
電話等では情報提供できませんので、受験者本人がマイナンバーカードなど本人確認できるものを持参し、直接こども若者総合相談支援センターにお越しください。

情報提供の内容	口頭で情報提供できる期間
総合点数及び総合順位	合格発表の日から1月間

6 受験手続

受付期間	申込みは随時受け付けますが、定員に達した時点で受付は終了します。
申込方法	<p>申込前に電話又はメールにて、必ず事前にご相談ください。</p> <p>【郵送の場合】(※封筒には、「採用受験申込み」と朱書きしてください) 〒440-0897 豊橋市松葉町3丁目1番地 豊橋市こども若者総合相談支援センターあてに送付してください。 なお、配達証明郵便等、確実に配達されたことが確認できる方法で郵送されることをお勧めします。また、諸事情により、郵便に時間がかかる場合がありますので、余裕を持って投函してください。</p> <p>【持参の場合】 豊橋市こども若者総合相談支援センターにて申し込んでください。代理の方による持参も可能です。</p>
提出書類	<p>① 豊橋市会計年度任用職員採用試験申込書(令和6年度採用予定)</p> <p>② 写真(最近6ヵ月以内に撮影した上半身脱帽正面向き(横3cm×縦4cm)のものを申込書に貼付)</p> <p>③ 受験票</p> <p>④ 長形3号の封筒(12×23.5cm)1通(84円切手※をあらかじめ貼付。受験票等の送付に使用しますので送付を希望する宛先を明記してください。) ※令和6年10月1日以降は、郵便料金改定のため110円切手を貼付してください。</p> <p>⑤ 臨床心理士又は公認心理師免許(資格)を確認できるものの写しを受験時に必ず持参してください。</p>
受験票の交付	受験票を郵送にて交付します。試験当日は受験票を必ず持参してください。

7 その他

- (1) 申込受付後は、申込書、写真等、一切の書類はお返しいたしません。
- (2) 関係書類が整っていない場合は受け付けません。
- (3) 試験当日は、必ず受験票を持参してください。
- (4) 試験当日は、駐車場の利用が可能です。
- (5) 問合せ先: 豊橋市こども若者総合相談支援センター 〒440-0897 豊橋市松葉町3丁目1番地
TEL [0532]54-7830 FAX [0532]21-9088

